

役務請負契約書（案）

- 1.件名 外国語版飼養衛生管理基準ガイドブック作成業務
- 2.仕様、数量 仕様書に記載のとおり
- 3.履行期限 令和7年3月2日（月）
- 4.契約金額 ￥●●●●●●●●. -
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥●●●●)
- 5.履行（検査）場所 公益社団法人畜産技術協会
- 6.契約保証金 免除

上記件名（以下「役務」という。）について、発注者「公益社団法人畜産技術協会」と受注者「○○○○社」とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、次の条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約締結の証として本書2通を作成し、当事者が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和7年○○月○○日

発注者 東京都文京区湯島3丁目20番9号 緬羊会館
公益社団法人畜産技術協会
会長 石原哲雄 印

受注者 住所

氏名

印

契 約 条 項

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、頭書の役務契約に関し、この契約書に定めるもののほか、別紙の仕様書に従いこれを履行しなければならない。

(経理処理)

第2条 受注者は、当該契約に係る経理について、他の経理と明確に区分して整理するとともに、その内容を明らかにした帳簿及び支出を証する書類（以下「経理関係書類」という。）を整理して保管するものとし、その保管期間は、役務の完了した年度の翌年から起算して5年間とする。

2 発注者は、役務契約期間中及び経理関係書類の保管期間中、受注者に対し、経理関係書類の提出を請求することができる。この場合、受注者は直ちに、請求のあった経理書類を提出しなければならない。

(業務実施計画書の提出)

第3条 受注者は、本契約締結後21日（発注者が認める場合、その日数）以内に仕様書に基づいて業務実施計画を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務計画書を受理した日から14日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。

3 第1項の規定に基づく業務実施計画の提出は、発注者が必要ないと認めた時は、免除することができる。

(権利義務の譲渡等)

第4条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(秘密の保持)

第5条 受注者は、この契約の履行中に知り得た秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

(著作権の譲渡等)

第6条 受注者は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る同法第2章及び第3章に規定する著作者の権利（同法第27条及び第28条の権利を含む。以下本条から第12条までにおいて「著作権等」という。）のうち受注者に帰属するもの（同法第2章第3節第2款に規定する著作者人格権を除く。）を当該成果物の引渡し時に発注者に無償で譲渡する。

(著作者人格権の制限)

第7条 受注者は、発注者に対し、次の各号に掲げる行為をすることを許諾する。

- (1) 成果物の内容を公表すること。
 - (2) 成果物に受注者の実名若しくは変名を表示すること又は表示しないこと。
 - (3) 成果物を発注者が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること又は発注者が委託した第三者に複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。
 - (4) 成果物を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。
 - (5) 成果物の題号を変更、切除、その他の改変をすること。
- 2 受注者は、著作権者人格権（著作権法第18条、同法第19条及び同法第20条）を行使しないこと。ただし、あらかじめ、発注者の承諾又は合意を書面で得た場合はこの限りでない。

（著作権の侵害防止）

第8条 受注者は、その作成する成果物が、第三者の有する著作権等を侵害するものでなことを、発注者に対して保証する。

- 2 受注者は、その作成する成果物が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受注者が、自己の費用と責任で、その賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

（特許権等の使用）

第9条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下本条において「特許権等」という。）の対象となっているものを業務に使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（貸与品等）

第10条 発注者が受注者に貸与する物品等（以下「貸与品等」という。）は、善良な管理者の注意をもって管理し、本契約の完了後、返却しなければならない。

（一括再委託の禁止）

第11条 受注者は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

（再委託の事前承諾）

第12条 受注者は、業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を発注者に提出し、承諾を得なければならない。

なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

- 2 前項の規定は、受注者がコピー、タイピング、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、イラスト製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借

上等の軽微な業務を再委託しようとするときには、適用しない。

3 第1項なお書きの規定は、軽微な変更該当するときは、適用しない。

(履行体制の把握)

第13条 受注者は、第12条の承諾を得た場合において、再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、第12条第2項の軽微な業務を除き、あらかじめ当該複数段階の再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を記載した書面（以下「履行体制に関する書面」という。）を発注者に提出しなければならない。履行体制に関する書面の内容を変更しようとするときも同様とする。

2 受注者は、前項の場合において、発注者が契約の適正な履行の確保のため必要な報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。

(監督員)

第14条 発注者は、受注者の役務の遂行について、監督する必要があると認めるときは、発注者の命じた職員（以下「監督職員」という。）に監督をさせ、又は必要な指示をさせるものとする。この場合、受注者は監督職員の指示に従うものとする。

2 受注者は、発注者から監督に必要な作業工程表等の書類の提出を求められた場合は、すみやかに提出するものとする。

(指示等及び協議)

第15条 契約書に定める指示、報告等（以下「指示等」という。）は、書面又は口頭で行うものとする。口頭で行った場合には、相互に書面で確認するものとする。

2 発注者及び受注者は、契約書の規程に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(役務内容の変更等)

第16条 発注者は、必要があるときは、役務の内容を変更し、又は役務の全部若しくは一部を一時中止することができる。この場合において、期限又は契約金額を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(受注者の請求による期限の延長)

第17条 天災その他の不可抗力、又はその他受注者の責めに帰することができない理由により期限までに役務を完了することができないときは、受注者は、発注者に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面により期限の延長を求めることができる。

この場合における延長日数は、発注者と受注者とが協議して書面により定める。

(検査及び引き渡し)

第18条 受注者は、役務を完了するときは、その旨を発注者に通知し、発注者又は発注者の命じた職員（以下「検査職員」という）の検査を受けなければならない。

2 検査職員は、前条の通知を受けた日から起算して10日以内に受注者の立ち会いのうえ検査を行い、検査に合格した場合、受注者は、すみやかに発注者に成果物を引渡さなければならない。

3 受注者が、前項の検査に立ち会わないときは、発注者は、検査を行い、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

4 第2項の検査に合格しないときは、受注者は、発注者の指定する期日までに補修をして再検査を受けなければならない。この場合においては、前2項の規定を準用する。

ただし、契約金額の増額又は期間の変更をすることはできない。

5 前2項の検査に合格し、引き渡しを完了した日に成果物の所有権は発注者に移転する。

(契約代金の支払い)

第19条 受注者は、前条第2項の検査に合格し、役務を完了したときは、書面により契約代金の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に契約代金を支払わなければならない。

3 発注者が、その責めに帰すべき理由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査した日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(引渡し前における成果物の使用)

第20条 発注者は、第18条第5項の規定による引渡し前においても、成果物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合において、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

(保証)

第21条 受注者は、引き渡し後1か年間は作成した成果物の保証を行う。

この期間内に当該物件にかくれた瑕疵が発見されたときは、発注者は、受注者に対し、相当の日時を定めて当該物件の取り替え、又は瑕疵の補修を請求することができる。

- 2 前項の規定は、発注者が物件のかくれた瑕疵より不当な損害をこうむった場合における損害賠償の請求を妨げない。

(契約不適合責任)

第22条 発注者は、成果物の引渡しを受けた後において、当該成果物が種類品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第23条 受注者の責めに帰すべき理由により、履行期限までに役務を完了することができない場合において、期限経過後相当の期間内に完了する見込のあるときは、発注者は、受注者から損害金を徴収して期間を延長することができる。

- 2 前項の損害金の額は、契約金額に対して、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額とする。
- 3 発注者の責めに帰すべき理由により、第19条第2項の規定による契約代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。ただし、遅延利息の額が100円未満であるときは、発注者はこの規定にかかわらず、遅延利息を支払うことを要しない。また、100円未満の端数については、その端数を切り捨てるものとする。
- 4 前第2項及び第3項の場合において、損害金及び支払遅延が天災地変等やむを得ない理由によるときは、当該理由の継続する期間はこれを約定期間に算入せず、また、損害金、遅延利息を支払う日数は計算しない。

(発注者の解除権)

第24条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、受注者が損害をこうむることがあっても、発注者はその責を負わないものとする。

- (1) 受注者がこの契約に違反し、又は違反するおそれがあると認めるとき、若しくは正当な理由なく納入期限内に義務を履行することができないと認めるとき。
 - (2) この契約の履行について、受注者若しくはその代理人又は使用人等に不正の行為があったとき。
 - (3) 第18条の規定により検査職員が行なう検査を受注者若しくはその代理人又は使用人が妨げたとき。
 - (4) 受注者が破産の宣告を受けたとき。
 - (5) 受注者が解約を申し出たとき。
- 2 前項の規定により契約を解除した場合において、既納品、成果品があるときは、発注者の所有することができる。この場合において、発注者は、当該成果品の契約代金相当額を受注者に支払わなければならない。

- 3 第1項の規定により契約が解除された場合には、受注者に対し、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を請求することができる。

(発注者の任意解除権)

第25条 発注者は必要があるときは、契約を解除することができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

3 第1項の規定により契約を解除した場合には、発注者はこれによって生じた受注者の損害を賠償しなければならない。

ただし、その賠償額は発注者と受注者とが協議して定める。

(受注者の解除権)

第26条 受注者は、次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 第16条第1項に規定する協議がととのわないとき。

(2) 天災その他の不可抗力により役務の完了ができないとき。

(3) 発注者が契約に違反し、その違反により役務の完了が不可能になったとき。

2 第25条第2項及び前条第3項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

(暴力団関与の属性要件に基づく契約解除)

第27条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を得る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第28条 発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて発注者の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第29条 受注者は、第27条及び第28条の各号のいずれにも該当しないこと表明し、かつ、将来においても該当しないことを確約する。

- 2 受注者は第27条及び第28条各号のいずれかの属性を有し、又は行為をなす者(以下「解除対象者」という。)を再受託者(再受託以降の全ての受託者を含む。)及び受注者又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方(以下「再受託者等」という。)としないことを確約する。

(再委託契約等に関する契約解除)

第30条 受注者は第12条に定める事前承諾後に再受託者等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再受託者等との契約を解除し、又は再受託者等に対し契約解除させるようにしなければならない。

- 2 発注者は、受注者が再受託者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受託者等の契約を承諾したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受託者等との契約を解除しないとき、若しくは再受託者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(損害賠償等)

第31条 発注者は、第27条、第28条及び第30条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損失について、何ら補償することは要しない。

- 2 受注者は、発注者が第27条、第28条及び第30条第2項の規定により本契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第32条 受注者は、自ら又は再受託者等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再受託者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を発注者に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(紛争対応)

第33条 発注者・受注者双方は信義をもって誠実に本契約を履行するものとし、本契約の履行について発注者、受注者間に紛争が生じたとき、及び本契約に規定のない事項については、発注者、受注者協議して決定する。

(紛争の解決)

第34条 契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服があるとき場合、その他の契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、協議の上調停人1名を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは発注者と受注者とが折半し、そのほかのものは、発注者と受注者それぞれが負担する。

2 前項の規定にかかわらず、発注者又は受注者が必要があると認めたときは、同項の規定する紛争解決の手続中であっても同項の発注者と受注者との間の紛争について民事訴訟法（平成8年法律第109号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

(契約外の事項)

第35条 契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

特記事項

【特記事項 1】

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1条 受注者は、本契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2条 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。本契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（取得の制限）

第3条 受注者は、業務を行うために個人情報を取得するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第4条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を利用目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（安全管理措置）

第5条 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（従事者への周知及び監督）

第6条 受注者は、業務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、在職中及び退職後において、業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことを周知するとともに、業務を処理するために取り扱う個人情報の安全管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（個人情報の持ち出しの禁止）

第7条 受注者は、発注者の指示又は承諾を得た場合を除き、個人情報が記録された資料等を本契約に定める実施場所その他発注者が定める場所の外に持ち出してはならない。

(複写・複製の禁止)

第8条 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、業務を行うために発注者から引き渡された個人情報記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託等に当たっての留意事項)

第9条 受注者は、発注者の書面による承諾を得て業務の全部又は一部を第三者に委託する場合には、再委託等の相手方に対し、発注者及び受注者と同様の安全管理措置を講じなければならないことを周知するとともに本契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとする。

(再委託等に係る連帯責任)

第10条 受注者は、再委託等の相手方の行為について、再委託等の相手方と連帯してその責任を負うものとする。

(再委託等の相手方に対する管理及び監督)

第11条 受注者は、再委託等をする場合には、再委託する業務における個人情報の適正な取扱いを確保するため、再委託等の相手方に対し適切な管理及び監督をするとともに、発注者から求められたときは、その管理及び監督の状況を報告しなければならない。

(個人情報の返還又は廃棄)

第12条 受注者は、業務を行うために発注者から提供を受け、又は自らが取得した個人情報記録された資料等について、業務完了後、発注者の指定した方法により、直ちに返還又は廃棄しなければならない。

(取扱状況の報告及び調査)

第13条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者又は再委託等の相手方に対して、業務を処理するために取り扱う個人情報の取扱状況を報告させ、又は調査を行うことができる。

(漏えい等の発生時における報告)

第14条 受注者は、業務に関し個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態が発生し、又は発生したおそれがあること(再委託等の相手方により発生し、又は発生したおそれがある場合を含む。)を知ったときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

(契約解除)

第15条 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合には、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第16条 業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、受注者が負担するものとする。

【特記事項2】

情報セキュリティに関する特記事項

(総則)

第1条 この特記事項は、この特約が添付される契約（以下「本契約」という。）と一体をなすものとし、受注者は本契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、この「情報セキュリティに関する特記事項」を守らなければならない。

(基本的事項)

第2条 受注者は、業務を行うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、情報を適正に取り扱わなければならない。

(機密の保持等)

第3条 機密の保持等については、次のとおりとする。

- 1 受注者は、本契約に係る業務の遂行に当たって、直接又は間接に知り得た一切の情報について、発注者の許可なく業務遂行の目的以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。本契約の終了後においても同様とする。
- 2 受注者は、本契約に係る業務の遂行に当たって入手した資料、データ、記録媒体等について、常に適正な管理を行うとともに、特に個人情報等の重要な情報について、暗号化、パスワードの設定、個人情報の匿名化、アクセス制限等、厳重に管理し、使用しない場合には、施錠ができる書庫等に保管しなければならない。
- 3 受注者は、本契約に係る業務の遂行に当たって、発注者又は発注者の関係者から提供された資料や情報資産（データ、情報機器、各種ソフトウェア、記録媒体等。以下同じ。）について、社外へ持ち出し、若しくは第三者に提供し（電子メールの送信を含む。）、又は業務遂行の目的以外の目的で、資料、データ等の複写若しくは複製を行ってはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。なお、その場合であっても、受注者は、情報漏えい防止のための万全の措置を講じなければならない。

(従事者への教育)

第4条 受注者は、本契約に係る業務の遂行に当たって、本契約に係る業務に従事する者に対して、情報セキュリティに対する意識の向上を図るための教育を実施しなければならない。

(再委託等に当たっての留意事項)

第5条 受注者は、発注者の書面による承諾を得て業務の全部又は一部を第三者に委託する場合には、再委託等の相手方にこの特記事項を遵守させなければならない。

(再委託等に係る連帯責任)

第6条 受注者は、再委託等の相手方の行為について、再委託等の相手方と連帯してその責任を負うものとする。

(資料等の返還等)

第7条 受注者が本契約による業務を遂行するために、発注者から提供を受けた資料や情報資産は、業務完了後直ちに発注者に返還するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(再委託等の相手方からの回収)

第8条 受注者が、発注者から提供を受けた資料や情報資産について、発注者の承諾を得て再委託等の相手方に提供した場合は、受注者は、発注者の指示により回収するものとする。

(報告等)

第9条 報告等については、次のとおりとする。

- 1 発注者は、必要があると認めるときは、受注者又は再委託等の相手方に対して、この特記事項の遵守状況その他セキュリティ対策の状況について、定期的又は随時に報告を求めることができる。
- 2 受注者は、この特記事項に違反する行為が発生した場合、又は発生するおそれがあると認められる場合(再委託等の相手方により発生し、又は発生したおそれがある場合を含む。)は、直ちに発注者にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。
- 3 受注者は、この特記事項への違反の有無にかかわらず、本契約に係る業務で取り扱う情報資産に対して、情報セキュリティインシデントが発生した場合、又は発生するおそれがあると認められる場合は、直ちに発注者にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。

(情報セキュリティインシデント発生時の公表)

第10条 発注者は、本契約に係る業務に関して、情報セキュリティインシデントが発生した場合(再委託等の相手方により発生した場合を含む。)は、必要に応じて、当該情報セキュリティインシデントを公表することができるものとする。

(情報セキュリティの確保)

第11条 発注者は、本契約に係る受注者の業務の遂行に当たって、前項までに定めるもののほか、必要に応じて、情報セキュリティを確保する上で必要な対策を実施するよう指示することができ、受注者はこれに従わなければならない。

(契約解除)

第12条 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合には、この契約を解除することができる。

(損害賠償)

第13条 受注者は個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、受注者が負担するものとする。